

# 合意の有無では測れない ブレグジットの影響



第一生命経済研究所 主席エコノミスト

田中 理

## 1. 難航する貿易協議

1月末に欧州連合（EU）を正式に離脱した英国は、2020年末までの移行期間中にEUとの間で新たな将来関係協議の合意を目指している。3月に開始された英EU間の協議は、新型コロナウイルスの感染拡大による一時中断を経て、夏場以降は対面での集中協議を重ねてきた。だが、移行期間終了まで70日を切った本稿執筆時点（10月23日）でも、未だ合意に至っていない。英国とEUは移行期間終

了後も関税や数量割当のない自由貿易の継続を求めている点で一致するが、公正な競争条件、漁業アクセス、法的紛争処理などを巡って意見の隔たりが続いている。

EU側は離脱後の英国が規制緩和を進め、EU企業が競争上不利な立場に置かれることを警戒する。今後も英国企業がEU市場にアクセスする条件として、労働、環境、国家補助金などに関する規制を緩めないことを求めている。EU加盟国でなくなった英国は、EUのルール変更に合わせて自国ルールを変更すること（将来にわたるEUルールの自動受け入れ）を拒否するが、移行期間終了時のルールから大幅に逸脱しないことを協定文書に盛り込むなどの譲歩案には一定の理解を示している。英国の排他的経済水域におけるEU漁船の操業継続を巡っては、EU側が現在の漁獲割当の永続的な維持を主張しているのに対して、英国側は科学的根拠に基づき、1年毎に英EU間で漁獲割当を協議することを求め

### 〈目次〉

1. 難航する貿易協議
2. 英国の政治環境の変化
3. 本当の合意期限はいつか？
4. 合意なし時の影響は？
5. 合意ありでも安心できない
6. 重要なのは貿易協定の中身

---

ている。英国は新たな漁獲割当を決めるまでに3年間の移行期間の設置を提案しているが、EU側はこれにも難色を示している。紛争処理時の司法管轄を巡っては、欧州司法裁判所の関与を認めるか否かで両者の見解が対立している。

## ■ 2. 英国の政治環境の変化

英国側は当初、9月までに自由貿易協定(FTA)の大枠で合意できるかを6月中に判断し、合意が難しいと判断した場合には協議を打ち切り、FTA合意なしでの移行期間終了に備えた準備作業に切り替える可能性を示唆していた。予定した協議ラウンドが終了した6月、欧州委員会のウルズラ・フォンデアライエン委員長等と会談した英国のボリス・ジョンソン首相は、協議を打ち切るのではなく、年内の合意実現に向けて協議を続けることを選択した。

数百ページにわたる合意文書を24の公用語に翻訳し、加盟国がその内容を十分に吟味し、欧州議会での承認作業を終えるには(EUの専権事項でない内容が含まれる場合、加盟国の議会承認も必要となる)、最短でも2ヵ月余りを要すると目されている。そのため、EU側は当初10月末を事実上の合意期限としてきた。合意期限が迫るなか、ジョンソン首相は9月に入ると、10月15日の欧州首脳会議までに合意できなければ貿易協定の締結が難しいと発言することで、交渉加速とEU側の

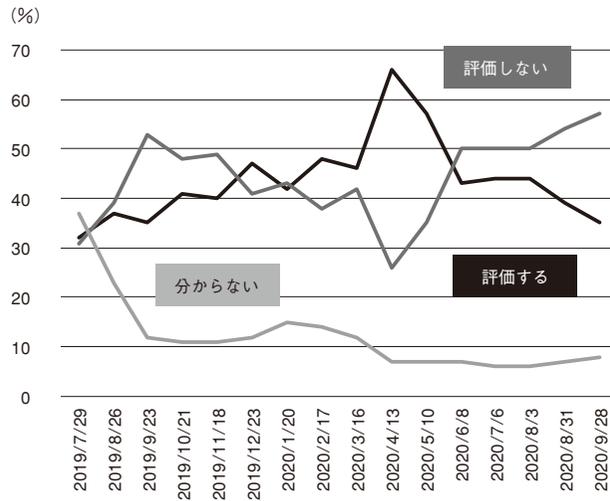
譲歩を促した。首脳会議を前に双方の交渉担当者は連日のように協議を重ね、歩み寄りの兆しも見られたが、結局、ジョンソン首相が新たに設定した合意期限までに両者の溝は埋まらなかった。

EUは10月15日の首脳会議後のプレスリリースで向こう数週間の協議を継続する方針を明らかにしたが、事前にリークされた草案にあった「集中的な協議」との言葉は「協議の継続」に置き換わり、合意に必要な措置を英国に求める文言が書き加えられた。また、加盟国政府、EUの関係機関、利害関係者に対して、「合意なし」を含めたあらゆる事態に備えた準備作業を加速することと、欧州委員会に片務的かつ時限的な緊急時対応の準備を進めることを要請した。

ジョンソン首相は翌16日、英国に一方的な譲歩を求めるEU側の交渉姿勢に強く反発。EUが真剣な交渉を拒否してきたと批判し、「欧州首脳会議の結果はカナダ型(FTA)合意の可能性を排除するもので、オーストラリア型(WTOルールに基づく貿易関係)に近い取り決めで来年の1月1日を迎える準備が必要であるとの結論に至った」との声明を発表した。EU側の取り組みに抜本的な変化がない限り、合意が難しいとの見解を表明し、近く「合意なし」に備えた準備作業を加速することを示唆している。

こうした英国の強気の交渉姿勢は、ジョンソン首相を取り巻く国内の厳しい政治環境を反映している。英国では春から年央にかけて

(図表1) ジョンソン氏を首相として評価するか？



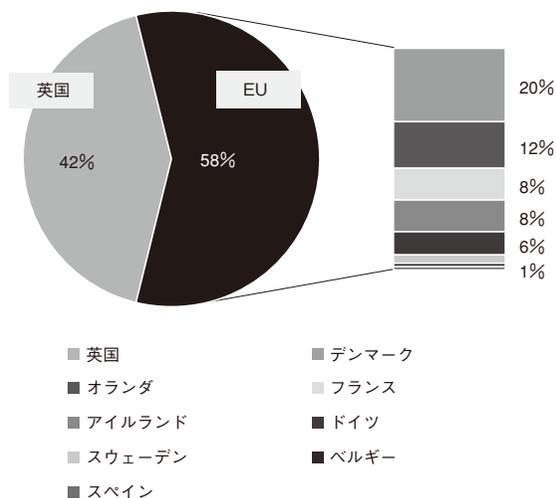
(出所) YouGov資料より第一生命経済研究所が作成

新型コロナウイルスの感染封じ込めが遅れ、ちぐはぐなコロナ対応を巡って政府が国民から厳しい批判に晒されてきた。自身のウイルス感染と集中治療室からの職務復帰で大きく浮上したボリス・ジョンソン首相の支持率も、その後は再び急降下している(図表1)。与党・保守党と野党・労働党の支持率が逆転する世論調査も出てきた。強硬離脱派を重要な支持基盤とするジョンソン首相は、移行期間を延長しない方針を早々に固め、「合意なき(FTAなし移行期間終了)」も辞さない強気の交渉姿勢を維持してきた。協議が佳境を迎える9月に突然、離脱に際して英国とEUが交わした北アイルランドの国境管理を巡る合意内容の一部を破棄する法案(国内市場法)を議会に提出したのも、EU側に合意を促すとともに、英国内の強硬離脱派への配慮があ

ったとみられる。

強硬離脱派の一部からは、コロナ危機による経済的な打撃が余りに大きいことから、このままFTA合意なしで移行期間を終了した場合も、その悪影響を覆い隠すことができるとの極論も聞かれる。だが、英国でも夏休み明け後に感染者が再び急増している。経済的な打撃の長期・深刻化が避けられないことが明らかになるに連れ、政府は徐々に現実路線に転向しつつある。コロナ危機対応を巡って失点続きの政権は、離脱問題でさらなる失点を重ねることは避けたい。最終期限が近づくなか、意見対立が続く産業補助金や漁業を巡って、歩み寄りの姿勢を示唆しているのはそのためだ。下院を通過した国内市場法案の上院審議を先延ばししているのも、法案修正の余地を残すことで、EUとの合意の障害とな

(図表 2) 英国水域の漁獲量 (2012-14年平均)



(出所) 英ハイランド&アイルランド大学資料より作成

らないような配慮が見え隠れする。

### ■ 3. 本当の合意期限はいつか？

EU側はどうか。英国に厳しい態度で臨んできたフランスのエマニュエル・マクロン大統領は、10月15日の欧州首脳会議に先駆けて「英国との貿易協定のためにフランスの漁師が犠牲になることはない」と発言し、漁業問題で一步も引かない姿勢を露わにしている。このまま将来関係協議で合意できない場合、フランスも含めたEU漁船は英国領海での漁獲割当が減るところか、漁業アクセスそのものを失う恐れがある。マクロン大統領の強気姿勢は英国側から最大限の譲歩を勝ち取るための交渉戦術の一環と考えられよう。

EU27カ国の中で英国領海での漁業アクセ

スに関心を持つのは、デンマーク、オランダ、フランスなどの8カ国に限られる(図表2)。残りの多くの加盟国は、漁業問題を理由に英国との自由な貿易関係が阻害されることを本音では望んでいない。特に貿易や経済面で英国への依存度が高いアイルランドは、英国の一部である北アイルランドとの陸続きの国境管理を巡って、紛争の火種を抱えている。マクロン大統領といえども、アイルランドの犠牲の下にフランスの国益を押し通すことは難しい。

無論、英EU双方がお互いの譲歩を待って睨み合う間に、このまま時間切れとなるリスクもある。もっとも、EU側が設定する10月末の合意期限はあくまで便宜的なもので、11月初旬から中旬までは十分に先送りすることが可能との見方が一般的だ。仮に協議が12月

までずれ込んだとしても、合意が見通せるのであれば、移行期間の短期延長と言う形で対処する方法もある。英国とEUが交わした離脱協定では、7月1日までに双方が合意する場合、移行期間は1度限り、1年ないし2年延長することができるかと定められている。既に延長期限を経過し、同協定に基づいて移行期間を延長することは既にできない。だが、残るは議会承認という段階になっていれば、移行期間の短期延長を可能にする新たな法的枠組みを準備する程度の現実感覚は英EUともに持ち合わせていると考えるのが自然だ。

#### ■ 4. 合意なし時の影響は？

時間切れが迫るなか、10月22日に両者は協議を再開した。筆者は最終的に、英国側が主に公平な競争条件で、EU側が主に漁業問題で譲歩する形で着地点を見出すと考えている。問題は、将来関係協議が移行期間の終了間近までずれ込むことで、来年1月1日から新たな合意内容に基づく関係をスムーズに開始する準備が整っていないことだ。混乱回避の鍵は、新たな関係を開始するまでの導入期間が合意に盛り込まれるか、それまでに企業の対応が十分に進むかに掛かっている。

英国の経済団体の関係者からは、特に中小企業の間でEUの関税同盟や単一市場の一員でなくなる準備が遅れているとの指摘が多い。コロナ禍で事業の存続が危ぶまれる企業の多くは、離脱対応に人員や資金を割く余裕

がない。今回同様に「合意なし（離脱協定を合意できずに離脱する）」が危ぶまれた昨年3月末に向けて、企業は物流混乱に備えた在庫積み増しなどの非常時対応に取り組んだ。だが、法律上の枠組みの違いについての理解が十分でなく、3度にわたって延長された協議期限と同様に、今回もいざとなれば移行期間が延長されるだろうとの希望的な観測も一部で聞かれる。

将来関係合意なしに移行期間を終了した場合の変化を改めて整理しておくとして、来年1月1日以降、英国とEU間の貿易は世界貿易機関（WTO）が定める最低限のルールに基づいて行われることになる。この場合、EUは英国に対して米国や中国のように貿易協定を締結していない国や地域に対する域外共通関税を、英国は貿易協定を締結していない国や地域を対象とする最恵国関税を課すことになる。

5月に発表された英国の新たな最恵国関税は、EUの最恵国関税と比べて、税率区分が簡素化され、無税品目の割合が多く、従量制部分が廃止されるなど、平均関税率が若干低くなる（図表3）。ただ、自動車、二輪車、タラ・エビなどの農産品、女性用ドレスなど衣料品、家庭用・トイレ用陶器などは、EUの域外共通関税と同じ税率が適用される。EU向け輸出依存度が高い企業は、関税コスト分の価格上乗せによる競争力低下に見舞われる。EUからの輸入依存度が高い企業やEUからの輸入品を購入する家計は、コスト高に

(図表3) 2021年以降に適用される英国の関税

主な内容 (EU域外共通関税→英国の新たな関税)	
平均関税率	7%→6%
無税品目の割合	47%→60% (※合意なき離脱時には87%を一時的に無税にすると計画していた)
税率計算の簡素化	10%/5%/2%の税率に簡素化、従量制部分を廃止、4,700品目が減税
主なゼロ関税の適用品目	新たに2,000品目以上、2%未満は全て0%に
家電製品	冷蔵庫 (2.2%→0%)、オープン (1.7%→0%)、ミシン (3.7%→0%)
食料品	乾燥イースト (12%→0%)、粉末ココア (8%→0%)、オリーブ (6.4%→0%)、塩 (2.60€/t→0%)
工具類	金属加工工具 (2.7%→0%)、スパナ・レンチ (1.7%→0%)、塗料・ワニス (6.5%→0%)、写真フィルム (6.5%→0%)
衣料品原材料	本皮革 (6.5%→0%)、綿糸 (4%→0%)、綿織物 (8%→0%)、靴部品 (3%→0%)、帽子の型 (2.7%→0%)
建設関連	レンガ・セメント・大理石・花崗岩・屋根 (1.7%→0%)
自動車関連	ミキサー車 (3.7%→0%)、ターボジェット部品 (4.1%→0%)、船舶プロペラ (1.7%→0%)、電気モータ (2.7%→0%)、二輪車チェーン・ランプ (2.7%→0%)
EU域外共通関税と同じ主な品目	
農産品	タラ・エビ (12%→12%)、りんごジュース (18%→18%)
衣料品	女性用ドレス (12%→12%)
陶器類	家庭用・トイレ用陶器 (12%→12%)
自動車関連	自動車 (10%→10%)、二輪車 (6%→6%)

(出所) Baker McKenzie資料より第一生命経済研究所が作成

よる負担増に見舞われる。

この他にも、これまでEUルールに基づいて行われていた工業化学製品に関する規則 (REACH)、EUの諸規制に適合していることを表す「CEマーク」、EUの環境基準を満たしていることを表す「エコラベル」、自動車などの型式認証、医薬品に関する諸規制、食品の表示規則、金融業者の事業認可、一般データ保護規則 (GDPR) に基づく個人情報移転の枠組み、航空・陸運・鉄道輸送に関する証明書、通信・情報サービスに関する規則などが失効し、英EU間の関連サービスが滞る恐れがある。

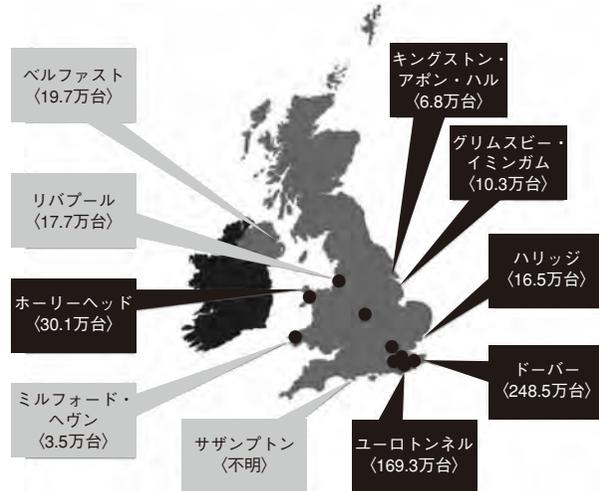
ただ、こうした事態となれば、コロナの感染第二波に見舞われている英EU双方の経済

や産業に深刻な打撃が及ぶことが避けられない。EU側は従来、「英国のいいところ取りは許さない」との立場で、部分合意の可能性を否定してきたが、年内の合意が難しいと判断した場合、経済活動や市民生活の混乱を回避するのに必要な暫定措置を交わす可能性を示唆し始めている。

## 5. 合意ありでも安心できない

貿易協定を合意するか否かに注目が集まりがちだが、英国とEUが年内に貿易協定を締結できたとしても、英EU間の物流拠点であるドーバー港やユーロトンネル周辺での大渋滞や物流混乱は避けられそうにない (図表

(図表4) 英国主要港の輸送トラックの年間進行量 (2018年)



(注) 濃い色の港・トンネルは対EU取引が半分以上、薄い色の港は対EU取引が半分未満。  
 黒丸は新たに建設中・建設予定の税関施設。  
 (出所) 英国政府資料より第一生命経済研究所が作成

4)。英国のマイケル・ゴープ内閣府担当相が輸送関連業界に送った9月17日付の書簡では、税関業務の混乱により、同地域周辺で7,000台の輸送トラックが連なる渋滞が発生し、列に並んだトラックが税関手続きを終了するまでに丸2日掛かる恐れがあると指摘している。

英国側はEUからの物品流入時の税関検査を来年6月末までの半年間は部分的に猶予する方針だが、EU側は貿易協定の締結有無を問わず、英国からの物品流入時の税関検査を来年1月1日から開始する。輸送業者の多くは、移行期間終了後に英国とEUが要求する新たな税関手続きや規制検査への準備が整っていないとされ、書類の不備などで多くの車両が税関施設周辺で滞留することが不安視さ

れている。こうした混乱は貿易協定を締結した場合にも発生する恐れがある。

移行期間終了後の英国とEU間の国境管理はどうか。EUは英国を第三国として扱い、国境を越えた物品の移動には、EU以外の国や地域と同様の手順が必要となる。英国も同様にEU加盟国を他の国や地域と同様に扱う。英国からEUに物品を出荷するには、英国の事業者登録識別番号 (EORI番号) を新たに取得し、輸出申告書を提出する。また、動植物検疫など輸入管理の対象となる品目については、事前通告のうえ、該当の免許や証明書類を準備する必要がある。関税、輸入付加価値税 (VAT)、物品税の納付が必要な場合、EU内で輸入業者として登録するか、登録業者に委託する。

例えば、ドーバー港やユーロトンネルを経由して英国からフランスに物品を運ぶ場合、事前に該当書類を作成し、移動参照番号(MRN)が付与され、輸送車両のナンバープレートと紐づけされたうえで、オンライン上で事前に申請する。該当車両が港湾設備に入ったことや該当車両を載せたフェリーや輸送列車の発着はオンライン上で追跡され、追加の検査が必要な車両についてはフランス側の検査施設に誘導される。書類不備などで追加検査が必要な車両が車両待機場の収容能力を上回れば、フランス側で捌き切れなくなった輸送車両が英国側でも大渋滞となる恐れがある。

英国側はこうした事態に備え、ドーバー港とユーロトンネルを利用する輸送業者が必要書類を持っているかを事前にチェックし、予め通行許可証を発行することや、周辺の幹線道路でのレーン規制の導入、空港跡地などを利用した車両待機場の確保、内陸部に分散して税関関連施設を建設するなどの渋滞緩和策の準備を進めているが、それでも大渋滞が避けられないとの見方が多い。

英国側で税関手続きを開始することに伴う渋滞も同様に発生する。移行期間終了直後の混乱を軽減するため、英国政府はEUから英国に物品が流入する際の税関検査を段階的に導入する方針を明らかにしている。来年1月1日からの第一段階では、動植物の一部、水産加工品、火器などの特定品目と、アルコールやたばこ製品などの物品税の対象品目については、税関申告と関税賦課が開始される一

方、それ以外の品目については、税関申告に必要な記録を残すことが求められるものの、6ヵ月間は申告と関税の納付が猶予される。

来年4月1日からの第二段階では、肉類、蜂蜜、乳製品などの動物由来の製品、規制対象の植物と植物由来製品を輸入するには、事前通告と食品安全上の書類提出が必要になるが、税関施設の準備が整わないこともあり、来年7月1日までは入国時ではなく仕向地で物理的な検査を実施する。

来年7月1日からの第三段階では、全ての物品が税関申告と関税賦課の対象となり、動植物検疫などの物理検査は入国時に行われる。なお、英国政府は移行期間終了後の税関業務を簡素化するため、オンラインでの事前申告と物品の追跡を可能にする物品車両移動サービス(GVMS)の開発を急いでいるが、来年1月1日の稼働が危ぶまれている。

## ■ 6. 重要なのは貿易協定の中身

英国とEUが貿易協定を締結した場合も、その具体的な合意内容によって、日本の進出企業への影響度合いは異なってくる。例えば、2019年に発効した日本とEUの経済連携協定(EPA)において、EUは日本から輸入する製品の99%について関税を最終的に撤廃するが、即時撤廃率は75%にとどまる。英EU間の貿易協定にもこうした段階的な関税引き下げが盛り込まれた場合、関税撤廃までの間、英国とEU間で貿易する日本の進出企業はコ

---

スト増に見舞われる。

また、英国のデービッド・フロスト首席交渉官が自動車業界に送った9月7日付の書簡によれば、英国産自動車への優遇関税の適用範囲を巡って、EU側との交渉が難航している模様だ。一般に優遇関税の適用を受けるには、輸出入される製品の原材料の一定割合以上が協定契約国産であることが求められる（原産地規則）。英国側は日本やトルコなど非EU産部品への例外適用を求めているが、EU側はこれを拒否しているとされる。日本の自動車メーカーはハイブリット関連部品などを日本からの輸入に頼っている場合が多く、貿易協定を締結した場合も、日本メーカーによるEU向けの自動車輸出時に関税が賦課される恐れがある。

#### 〔参考文献〕

- ・日本貿易振興機構（ジェトロ）、「英国の合意なきEU離脱に備えたビジネス上の制度的留意点」、2019年10月
- ・Direction générale des douanes et droits indirects (2020), “Guide douanier de préparation au Brexit”, 28 September
- ・UK Government, Border and Protocol Delivery Group (2020), “The Border with the European Union”, 2 October
- ・Revis, F. Jennifer and Jessica Mutton (2020), “United Kingdom : Announcement of post - Brexit UK Global Tariff to apply from 1 January 2021”, Baker McKenzie Insight Plus, 17 June

